

会員向けサービス「かけつけ@George24」特約

第1章 総則

第1条（かけつけ@George24 の提供）

1. 株式会社インボイス（以下「当社」といいます）は、株式会社アクトコール（以下「アクトコール」といいます）が提供する緊急駆けつけパッケージサービスを、このかけつけ@George24 特約（以下「本特約」といいます）に従い提供します。
2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」（以下「会員規約」といいます）第3条第3号および第21条第1項第6号に規定する会員向けサービスのうち、アクトコールを提携事業者とする提携事業者サービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。
3. 会員規約または本特約の規定と、本サービスに関するアクトコールの利用規約または約款が抵触する場合、本サービスの範囲、内容および利用料金を除き、アクトコールの利用規約または約款が優先するものとします。

第2条（用語の定義）

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。
2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
 - (1) 「本サービス」とは、当社が本特約に基づき提供する「かけつけ@George24」をいいます。当社は、本サービス提供に関する業務を、アクトコールに委託しております。本サービスの内容は第2章に規定します。
 - (2) 「本サービス契約」とは、本サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。
 - (3) 「本サービス会員」とは、会員規約および本特約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスの全部または一部を利用する資格を付与された会員をいいます。
 - (4) 「本サービス利用料金等」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 本サービス

第3条（緊急サポートサービス）

1. 本サービス会員は、以下の各号のトラブルが生じた場合、アクトコール指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供または現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
 - (1) カギの紛失・故障等、カギのトラブル（ただし、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります）
 - (2) 水廻りのトラブル
 - (3) ガラスのトラブル
 - (4) ガスのトラブル
 - (5) 電気設備のトラブル（本サービス会員が所有する家電製品は対象外とします）
 - (6) 悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル
 - (7) その他、当社またはアクトコールが定めるサービス
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、本サービス会員またはその同居人の立ち会いが必要となります。

第4条（健康医療情報サポートサービス）

本サービス会員は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。ただし、このサービスは当社またはアクトコールが治療・診察行為を行うものではなく、また、当社またはアクトコールが直接トラブル解決を図るものではありません。

第5条（コンシェルジュサービス）

1. 本サービス会員は、当社またはアクトコールが提携する企業（以下「業務提携先」といいます）から、所定の方法により、コンシェルジュサービスを受けることができます。ただし、サービスによっては別途費用が生じる可能性があります。
2. 当社またはアクトコールは、前項に規定するサービスの提供に関して本サービス会員と業務提携先の間を生

じる紛議について、責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、当該紛争が生じた場合は、当社は責任をもって解決に努めるものとします。

3. コンシェルジュサービスの一部を利用できない地域があります。
4. コンシェルジュサービスの内容、価格、利用方法などは、下記 Web サイトに掲載するものとします。
<https://www.george24.com/option/kaketuke.php>

第6条 (除外事項)

前3条にかかわらず、以下の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- (1) 建物共有設備におけるトラブル
- (2) 午後11時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- (3) 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- (4) 原状回復に関するトラブル
- (5) 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- (6) その他当社が不適切と判断した場合

第7条 (本サービスの利用)

1. 本サービスは、本サービス会員のほか同居人も同様に利用することができます。ただし、別段の定めがある場合はこの限りではありません。
2. 本サービス会員は、同居人による本サービスの利用に関して、同居人に会員規約および本特約の規定を遵守させる義務を負うものとし、同居人により生じた損害について、当該同居人と連帯して責任を負います。

第3章 契約

第8条 (解約手続)

本サービス契約の解約を希望する本サービス会員には、会員規約第12条所定の方法により、解約を希望する月の末日から2週間前までに当社に届け出ていただきます。それ以降となった場合、翌月末日付での解約となります。

第4章 本サービス利用料金等

第9条 (本サービス利用料金等の内容)

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。なお、具体的な額は別表「料金表」のとおりとします。
 - (1) 本サービスの利用料金
 - (2) 次条に規定する時間超過料
 - (3) 部品代等の実費
 - (4) 現場駆けつけ作業員の訪問による出張料
 - (5) 前各号のほか、特別の規定により当社が定めた料金
2. 特別価格は、「@George 有線インターネットサービス」、「My Telephone (電話)」、「@George LTE」、「@George mobile WiMAX」および「@George mobile YM」の全部または一部を利用した会員に適用されます。本サービス会員には、これらのサービスの利用がなくなった場合、通常価格に変更されることについて、あらかじめ同意していただきます。
3. 当社は、第1項各号の料金について日割り計算はしません。
4. 当社は、本サービス利用料金等の計算において1円未満の端数が生じた場合は、別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第10条 (かけつけに要した費用)

1. 本サービス会員は、現場駆けつけを無料で受けることができます。ただし、60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに金1,500円(税抜))については、本サービス会員が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても本サービス会員が別途実費を負担する場合があります。
2. 本サービス会員は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」といいます)と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない場合または二次被害が発生することが予想される場合、本サ

ービス会員は作業員等と協議のうえ別途有料（作業料金・部品代）でサービスを依頼することができます。

第11条（利用開始月の費用負担）

本サービス会員には、本サービスの利用を開始した日付にかかわらず、利用開始した日が属する月について初日から末日までの費用をお支払いいただくことについて、あらかじめ同意していただきます。

附 則

第1条（実施期日）

本特約は、平成27年2月1日から実施します。

別表 料金表

第9条に定める利用料金および適用条件

特別価格（税別）	通常価格（税別）
300円（月額）	500円（月額）

※特別価格は、当社が提供する「@George 有線インターネットサービス」、「My Telephone（電話）」、「@George LTE」、「@George mobile WiMAX」および「@George mobile YM」の全部または一部を利用する会員が本サービスを利用した場合に適用されます。